

高校生等奨学給付金のご案内**1. 高校生等奨学給付金とは**

- 授業料以外の教育費負担を軽減することを目的とした、**返還不要**の給付金制度です。
- 給付金は年1回給付されます。毎年、**申請手続**が必要です。
- 授業料の納付が不要となる高等学校等就学支援金とは**別に申請手続が必要**です。ご注意ください。

2. 申請資格のある方・収入基準

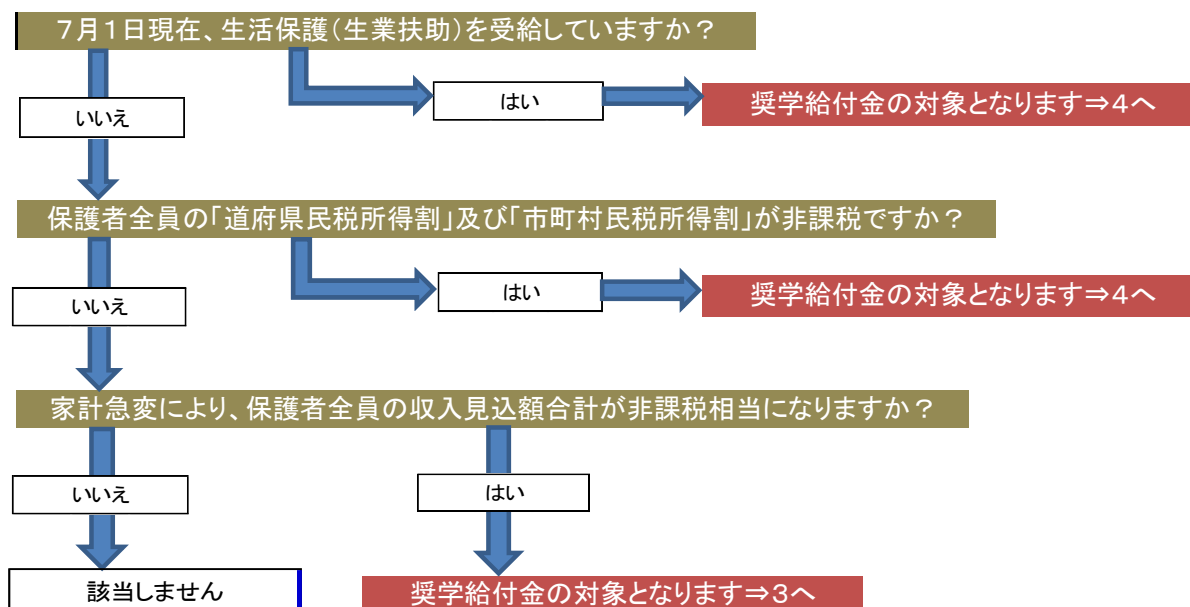
令和7年7月1日(基準日)現在(※)、兵庫県内に在住している保護者等で次の支給要件を満たす方

<支給要件>

- 下記のいずれかの場合
 - ・令和7年7月1日現在、生活保護(生業扶助)を受給している世帯
 - ・令和7年度保護者等全員の道府県民税所得割及び市町村民税所得割額が**非課税**の世帯
 - ・**家計急変**による経済的理由から、保護者等全員の道府県民税及び市町村民税の所得割額が非課税に相当すると認められる世帯
⇒**詳しい収入基準は3をご覧ください。**
- 児童福祉法による見学旅行費または特別育成費が措置されていないこと

※ 7月2日以降の家計急変による申請の場合は、原則申請のあった日の属する月の翌月(申請のあった日が月の初日である場合は、申請のあった月)の1日現在が、基準日となります。

注 保護者等が令和7年1月1日現在海外在住等で所得が確認できない場合は、給付の対象とはなりません。

フローチャートで確認してみましょう！

裏面へ続きます⇒

3. 家計急変による場合の収入基準

※生活保護(生業扶助)受給世帯・非課税世帯による申請の方は4へお進みください。

(提出書類をもとに、家計急変後1年間の収入見込額を推計します)

2人世帯	2,044,000円未満 寡婦(夫)の場合	5人世帯	3,216,000円未満
3人世帯	2,216,000円未満	6人世帯	3,704,000円未満
4人世帯	2,716,000円未満	7人世帯	4,140,000円未満

注1 控除対象配偶者を含む保護者等全員の収入見込額を合計します。

注2 退職金、雇用保険の基本手当(求職者給付)は、収入見込額に含めません。

注3 この場合の収入とは、会社員等の場合は給与収入、自営業の場合は収入額から必要経費を差し引いた所得金額を言います。

注4 家計急変に該当しない離職(定年退職)や、明らかな家計急変事由や収入減少が確認できない場合は、給付の対象とはなりません。

4. 給付額(1人あたりの年額・年1回のみ)

	全日制
生活保護(生業扶助)受給世帯	32,300円
非課税世帯	143,700円

※給付予定時期 令和7年9月～11月頃(申請書類の提出時期、審査の状況によって遅れる場合があります)

※7月2日以降に家計が急変し申請した場合、及び学校が定める日以降に書類提出した場合

申請した月の翌月(申請日が月の初日の場合は申請した月)以降の月数に応じた額

【例】9月2日に申請した場合(全日制)

$143,700円 \times 6月(10 \sim 3月) \div 12月 = 71,850円$

5. 申請に必要なもの

○生活保護(生業扶助)受給世帯(①または②のいずれか)

①個人番号カードまたは個人番号が確認できるもの(個人番号通知カード等)

※生徒本人の個人番号が必要です。

②生業扶助(高等学校等就学費)受給証明書

※生活保護受給証明書(生業扶助の受給が確認できるもの)でも代用可能

○非課税世帯(①または②のいずれか)

①個人番号カードまたは個人番号が確認できるもの(個人番号通知カード等)

②令和7年度課税証明書(市役所等で取得できます)

※扶養状況等の確認のため、追加で書類等の提出を求める場合があります。

※マイナンバーを提出された場合でも、税の申告状況等によっては、後日課税証明書等の提出を

お願いする場合がありますので、ご了承ください。

5. 申請・問合せ先

申請を希望される方は、原則オンライン申請システムにより申請手続きを行ってください。

①学校から配布済みのオンライン申請システムログイン用IDとPWを用意

②「兵庫県就学支援制度オンライン申請システム」にアクセス

③「奨学給付金」⇒「受給資格認定申請」から必要情報を入力し送信



入力・提出期限 令和7年7月16日(水)

※書面による申請を希望される場合、書類をお渡しします。お早めに事務室までご連絡ください。

※家計急変による申請を希望される場合、入力前に事務室へご連絡ください。

家計急変による申請は期限後も随時受け付けております。希望される方はご連絡ください。

問合せ先

太子高校 事務室 ☎ 079-277-0123(自動応答⑥)